議	案	番	号	第 4	号	
議	案	内	容	道路内建築	物の許可	に係る包括同意基準の改正
主			山田	市住環境等を ける建築物の ついて、手続	まもりそ 用途等に きの簡素	第1項第2号による許可(道路内建築制限の許可)、及び、神戸だてる条例第32条第1項による許可(地区計画等の区域内にお関する制限等の許可)に必要な、建築審査会の同意及び意見に化、迅速化を図るため、形式的審査のみによってあらかじめ同準等の一部改正を行う。
概			略	バス停留所の 併せて自動車 る。 また、神戸	上家の規 専用道路 市住環境	44条第1項第2号による許可に係る包括同意基準の対象である 模の改正に加え、タクシー乗場上屋を本基準の対象に追加する。 各内に設ける有料道路の料金徴収所を本基準の対象から削除す 等をまもりそだてる条例第32条第1項による許可に係る意見を ついて、同様の改正を行う。
内			容	別紙による		
施	一	予定	日	令和 年	月	日

新

# 建築基準法第44 条第1項第2号に基づく許可に係る 神戸市建築審査会の包括同意について

#### (趣旨)

1 この基準は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第44条第1項第二号の規定による許可に際し、形式的審査のみによって、公益上必要で通行上支障がないと認められる場合に、あらかじめ同意を与えることにより、同許可に係る建築審査会の同意手続きの簡素化、迅速化を図ることを目的とする。

## (対象)

- 2 次のいずれかに該当するものを対象とする。
- (1) 建築物の用途がバス停留所<u>又は<mark>タクシー乗場</u>の上家であり、次の要件<u>のすべてに適合す</u> るもの。</u></mark>
  - (ア)設置場所

道路のうち、歩道、駅前広場の島式乗降場等(以下、「歩道等」という。)に設置するものであって、有効残幅員を2m以上(自転車歩行者道にあっては3m以上、自転車歩行者専用道にあっては4m以上)確保できる配置及び形状であること。また、当該歩道等の建築物を設置する部分の使用について、道路の所有者及び管理者と協議が終了していること。

(イ)形態

建築物の主要構造部は、他の建築物又は工作物に接続しないこと。

(ウ)規模

上家の階数が1<u>であり、歩道等の路面から有効高さが原則2.5m以上確保されているこ</u>と。

## (エ)構造

建築物の主要構造部は、不燃材料とすること。

- (2) 道路管理者が設ける道路の付属物(道路法<u>(昭和27年法律第180号)</u>第2条第2項<u>に該当するものをいう。</u>) である建築物のうち自転車駐車場で、次の要件<u>のすべてに適合し、道路の</u>通行上支障がないもの。
- (ア)形態

建築物の主要構造部は、他の建築物又は工作物に接続しないこと。

(イ)規模

建築物の階数は1であること。

(ウ)構造

IΒ

# 建築基準法第44 条第1項第2号の規定による許可に係る 神戸市建築審査会の包括同意について

#### (趣旨)

1 この基準は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第44条第1項第2号の規定による許可に際し、形式的審査のみによって、公益上必要で通行上支障がないと認められる場合に、あらかじめ同意を与えることにより、同許可に係る建築審査会の同意手続きの簡素化、迅速化を図ることを目的とする。

## (同意の対象)

- 2 次のいずれかに該当するものを、同意の対象とする。
- (1)建築物の用途がバス停留所の上家であり、次の要件をすべて満たすもの。

#### (ア)設置場所

有効残幅員が2m以上(<u>自動車</u>歩行者道にあっては3m以上、自転車歩行者専用道にあっては4m以上)確保できる<u>歩道、駅前広場の島式乗降場等とし、</u>当該歩道<u>部分の</u>使用について、所有者及び管理者と協議が終了していること。

#### (イ)形態

建築物の主要構造部は、他の建築物又は工作物に接続しないこと。

(ウ)規模

上家の階数は1、幅は2 m以下、長さは10 m以下、高さは路面から2.5 m以上、及び、壁面の面数は3 面以内であること。

ただし、<mark>壁面を有しない場合</mark>は、上家の階数は1、長さは10m以下、高さは路面から 2.5m以上であること。

(エ)構造

建築物の主要構造部は、不燃材料とすること。

- (2) 道路管理者が設ける道路の付属物(道路法第2条第2項)である建築物のうち自転車駐車場で、次の要件をすべて満たし、通行上支障がないもの。
- (ア)形態

建築物の主要構造部は、他の建築物又は工作物に接続しないこと。

(イ)規模

建築物の階数は1であること。

(ウ)構造

建築物の主要構造部は、不燃材料とすること。

建築物の主要構造部は、不燃材料とすること。

- (3) 自動車専用道路内等に設ける有料道路の料金徴収所(ブース、ゲート及び安全通路を含
- む) で、次の要件をすべて満たし、通行上支障がないもの。

## (ア)形態

建築物の主要構造部は、他の建築物又は工作物に接続しないこと。

## (イ)構造

建築物の主要構造部は、不燃材料とすること。

## (建築審査会の同意)

3 2に該当するものは、建築審査会が建築基準法第44条第2項に基づく同意したものとみな

## (建築審査会への報告)

4 特定行政庁は、3を適用することにより建築基準法第44条第1項第二号に基づく許可をした 4 特定行政庁は、3による同意を得て許可した建築物については、すみやかに建築審査会にそ 建築物について、すみやかに建築審査会にその内容を報告しなければならない。

## 附則

## (施行期日)

- この基準は、平成18年6月1日から施行する。
- この基準は、平成21年10月15日から施行する。
- この基準は、令和3年1月1日から施行する。
- この基準は、令和 年 月 日から施行する。

## (建築審査会の同意)

3 2に該当するものは、建築審査会が同意したものとみなす。

## (建築審査会への報告)

の内容を報告しなければならない。

## 附則

## (施行期日)

- この基準は、平成18年6月1日から施行する。
- この基準は、平成21年10月15日から施行する。
- この基準は、令和3年1月1日から施行する。

新

# 神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例第32条第1項の規定による許可に係る神戸市建築審査会の意見を包括的に聴く取扱いについて

(趣旨)

1 この基準は、神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例第32条第1項の規定による許可に際し、形式的審査のみによって、公益上必要で通行上支障がないと認められる場合に、あらかじめ意見を述べることにより、建築審査会の意見聴取手続きの簡素化、迅速化を図ることを目的とする。

#### (建築審査会の意見)

2 神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例第25条に基づく建築物の敷地面積の制限に適合 しない建築物で、下記3に該当する場合には、「特に支障がない」という条例第32条第1項によ る意見があったものとして処理する。

## (意見の対象)

- 3 次のいずれかに該当するものを、意見の対象とする。
- (1) 建築物の用途がバス停留所<u>又は<mark>タクシー乗場</mark>の上家であり、次の要件<u>のすべてに適合す</u>るもの。</u>

#### (ア)設置場所

道路のうち、歩道、駅前広場の島式乗降場等(以下、「歩道等」という。)に設置するものであって、有効残幅員を2m以上(自転車歩行者道にあっては3m以上、自転車歩行者専用道にあっては4m以上)確保できる配置及び形状であること。また、当該歩道等の建築物を設置する部分の使用について、道路の所有者及び管理者と協議が終了していること。

#### (イ)形態

建築物の主要構造部は、他の建築物又は工作物に接続しないこと。

#### (ウ)規模

上家の階数が1<u>であり、歩道等の路面から有効高さが原則2.5m以上確保されているこ</u>と。

#### (エ)構造

建築物の主要構造部は、不燃材料とすること。

(2) 道路管理者が設ける道路の付属物(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第2項に該当するものをいう。)である建築物のうち自転車駐車場で、次の要件のすべてに適合し、道路の通行上支障がないもの。

IΒ

# 神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例第32条第1項の規定による許可に係る神戸市建築審査会の意見を包括的に聴く取扱いについて

#### (趣旨)

1 この基準は、神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例第32条第1項の規定による許可に際し、形式的審査のみによって、公益上必要で通行上支障がないと認められる場合に、あらかじめ意見を述べることにより、建築審査会の意見聴取手続きの簡素化、迅速化を図ることを目的とする。

#### (建築審査会の意見)

2 神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例第25条に基づく建築物の敷地面積の制限に適合 しない建築物で、下記3に該当する場合には、「特に支障がない」という条例第32条第1項によ る意見があったものとして処理する。

#### (意見の対象)

- 3 次のいずれかに該当するものを、意見の対象とする。
- (1) 建築物の用途がバス停留所の上家であり、次の要件をすべて満たすもの。

#### (ア)設置場所

有効残幅員が2m以上(<u>自動車</u>歩行者道にあっては3m以上、自転車歩行者専用道にあっては4m以上)確保できる<u>歩道、駅前広場の島式乗降場等とし、</u>当該歩道<u>部分</u>の使用について、所有者及び管理者と協議が終了していること。

#### (イ)形態

建築物の主要構造部は、他の建築物又は工作物に接続しないこと。

## (ウ)規模

上家の階数<u>が1、<mark>幅は2 m以下、長さは10 m以下、</mark>高さは路面から2.5 m以上、及び、</u> **壁面の面数は3 面以内**であること。

ただし、壁面を有しない場合は、上家の階数は1、長さは10m以下、高さは路面から 2.5m以上であること。

#### (エ)構造

建築物の主要構造部は、不燃材料とすること。

(2) 道路管理者が設ける道路の付属物(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第2項に該当するものをいう。)である建築物のうち自転車駐車場で、次の要件のすべてに適合し、道路の通行上支障がないもの。

(ア)形態

建築物の主要構造部は、他の建築物又は工作物に接続しないこと。

(イ)規模

建築物の階数は1であること。

(ウ)構造

建築物の主要構造部は、不燃材料とすること。

## (建築審査会への報告)

4 特定行政庁は、<u>2</u>による意見を得て<u>神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例第32条第1項</u> <u>に基づく</u>許可<u>を</u>した建築物については、すみやかに建築審査会にその内容を報告しなければな らない。

## 附則

(施行期日)

この基準は、平成21年10月15日から施行する。

この基準は、令和3年1月1日から施行する。

この基準は、令和 年 月 日から施行する。

(ア)形態

建築物の主要構造部は、他の建築物又は工作物に接続しないこと。

(イ)規模

建築物の階数は1であること。

(ウ)構造

建築物の主要構造部は、不燃材料とすること。

(3) 自動車専用道路内等に設ける有料道路の料金徴収所(ブース、ゲート及び安全通路を含む)で、次の要件をすべて満たし、通行上支障がないもの。

(ア)形態

建築物の主要構造部は、他の建築物又は工作物に接続しないこと。

(イ)構造

建築物の主要構造部は、不燃材料とすること。

(建築審査会への報告)

**4** 特定行政庁は、<u>3</u>による意見を得て許可した建築物については、すみやかに建築審査会にその内容を報告しなければならない。

## 附則

(施行期日)

この基準は、平成21年10月15日から施行する。

この基準は、令和3年1月1日から施行する。